

審 査 基 準

基準の名称			
法 令 等 名		根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
漁業法		1 0 6 - 0 9	漁業権行使規則等の変更又は廃止の認可
基 準 の 内 容			
漁業権行使規則等の作成について 漁業法第八条の改正により、漁業協同組合（以下「組合」という。）等は漁業権の管理及び行使に関し、漁業権行使規則（以下「規則」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならなくなった。第八条改正の要旨は、従来組合が有していた共同漁業権等については、その組合員たる個人は定款の定めるところにより、各自漁業を営む権利を有しているということになっていたが、これを組合員中規則で規定する資格に該当する個人又は法人が漁業を営む権利を有することとし、その行使資格者に法人を加えるとともに、その範囲を特定の者に限定し得ることを明確にする一方、特定区画漁業権及び第一種共同漁業権の規則の作成にあたって、総会の議決に先立って関係組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とすることになったことである。 これらの改正点にかんがみ、規則の作成に関する指導にあたっては、下記に留意されたい。 なお、規則作成の指導の便宜に供するため参考までに第一種共同漁業権行使規則、第二～四種共同漁業権行使規則、第五種共同漁業権行使規則、区画漁業権行使規則及び入漁権行使規則のモデルを別添するので、漁業の実態等を十分勘案のうえ、適切な御指導を御願いたい。 記 一 規則は、組合が有している漁業権ごとに制定しなければならないが、関係（地元）地区が同一であり、かつ、漁獲（養殖）物を同じくする同種の漁業権について、又は第二～四種の共同漁業権及び二以上の第五種共同漁業権については、規則の作成、認可に際しての便宜を考慮して、規則にその旨を明記して、それぞれ一本化することはさしつかえない。 二 規則の制定は、組合の特別決議事項（水産業協同組合法第五十条）として総会の議決が必要であり、特定区画漁業権及び第一種共同漁業に関する規則の作成については、更に地元（関係）地区に住所を有する関係組合員の三分の二以上の書面による同意が必要であるが、具体的な運用においては、前記関係組合員と議決権を有する組合員とが一致していない場合は、総会に先立って同意を要する組合員の間で充分協議し、協議の結果にもとづき、関係組合員の書面による同意を得た上で総会を開催するという手続きをとり、関係組合員の三分の二以上の意思と総会の決議が一致しないという事態はつとめて避けられたい。 三 漁業権の免許申請にあたっては、規則の認可申請を同時に行なわせることが望ましいので、規則は、漁場計画の公示後できるだけ早く作成し、漁業権の免許申請と同時に規則の認可申請を行なえるように指導されたい。 四 二以上の組合が漁業権を共有している場合 ア 共有者間に漁業権行使に関する文書による契約がある場合は、行使契約に基づき、一の組合ごとに行使契約の範囲内で規則を作成する。 なお、入漁権行使規則の場合も上と同様である。 イ 共有者間に漁業行使に関する文書による契約がなく、慣行等によって行使している場合は、慣行を文書による契約とさせるよう指導する。なお、この場合、行使規則の認可申請にあたっては行使契約及び入漁契約の写を添付させること。 五 漁業協同組合連合会が、漁業権を所有している場合、総会の議決のほか、第一種共同漁業権については、関係地区内の沿岸漁業者であって、会員たる組合の組合員（准組合員を含む。）である者の三分の二以上の書面による同意を、特定区画漁業権については、地元地区内の当該漁業者であって、会員たる組合の組合員（准組合員を含む。）である者の三分の二以上の書面による同意を必要とする。したがって、具体的手続としては、前記の同意をえたうえで、正会員たる組合代表者の半数以上が出席する総会において、その三分の二以上の多数により議決することとなる。			

〇〇漁業協同組合共第〇号第一種共同漁業権行使規則例

(目的)

第一条 この規則は、この組合の有する共第〇号第一種共同漁業権（以下「共〇号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第二条 共〇号の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、その漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業の名称	資 格
さ ざ え 漁 業	個人である組合員であること。
い せ え び 漁 業	個人である組合員であって上記漁業に〇年以上の経験のある者であること
て ん ぐ さ 漁 業	個人である組合員であって且〇〇に住所を有する者であること。

(注) 1 資格については、その他いろいろ考えられるので、組合の実情に応じて定めること。

2 組合地区と関係地区が異なる場合には、資格として「〇〇（関係地区の名）に住所を有する者である」旨を規定しておくこと。

3 組合自営の場合には、前段に「なお、〇〇漁業については、この組合が経営するものとする」を加えること。

2 前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該漁業を営むべき者を定めたときはその者）が組合員となったときは、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

(経営の委任の禁止等)

第三条 前条第一項に規定する者は、当該資格にかかわる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸し付け又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(管理委員会)

第四条 共〇号の適切な管理及び行使を図るため、この組合に、共第〇号第一種共同漁業権管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(注) 組合が関係地区の異なる複数の第一種共同漁業権の免許を受けている場合に設置する。

管理委員会を置く必要がない場合には、第四条、第五条、第七条第二項及び第八条を削り、第六条、第七条第一項及び第十一条第一項中「管理委員会」を「理事」に改める。

(管理委員会の構成)

第五条 管理委員会は、第二条に規定する漁業を営む資格のある者全員で構成する。

(漁業を営むべき期間)

第六条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ右欄の期間内でなければ営んではならない。ただし、管理委員会は水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業を営むべき期間を制限することができる。

漁業の名称	期 間
あ わ び 漁 業	〇月〇日から〇月〇日まで。
わ か め 漁 業	〇月〇日から〇月〇日までの期間内で管理委員会が定める日まで。

(注) 漁業権の内容となっている漁業時期とこの条文で規定しようとする期間が一致する場合は当該漁業について記載しなくてもよい。

2 前項の規定により、管理委員会が日を定め又は期間の制限をしようとする場合には、これを公示しなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第七条 管理委員会は、第二条に規定する漁業を営む者の行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

(管理委員会に対する指示)

第八条 理事は、管理委員会が第七条の決定を行わなかった場合には、管理委員会に対し必要な指示をすることができる。

2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は第七条第一項の規定による管理委員会の権限を行うことができる。

3 理事が前項の規定により第七条第一項の定めをした場合には、その理事の定めをもって同項の管

理委員会の定めとみなす。

(禁止漁法)

第九条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ右欄の漁法により営んではならない。

漁業の名称	漁 法

(注) 禁止漁法がない場合、この条文は削る。

注(1) 漁具の制限の規定を設ける場合

(漁具の制限)

第 条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる漁具を使用して採捕してはならない。

漁業の名称	漁 具

注(2) 体長制限の規定を設ける場合

(全長等の制限)

第 条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
あ わ び い せ え び	殻長十二センチメートル以下 体長（目の付根から尾端までの長さ）十五センチメートル以下

(漁業権管理費の負担)

第十条 共〇号の内容となっている漁業を営む組合員は、共〇号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定める。

(違反者に対する措置)

第十一条 共〇号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、管理委員会は、当該者に対して、当該漁業を停止させることができる。

2 共〇号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は当該者に対して過怠金を課することができる。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則実施に関し、必要な事項は規約で定める。

〇〇漁業協同組合共第〇号第（二～四）種共同漁業権行使規則例

(目的)

第一条 この規則は、この組合の有する共第〇号第（二～四）種共同漁業権（以下「共〇号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第二条 共〇号の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、その漁業を営む権利を有する者の資格はそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業の名称	資 格
地 び き 網 漁 業	組合員であって上記漁業に経験あること。
小型定置網漁業	組合員であって上記漁業に〇年以上経験のある者であること。

(注) 1 資格を定めるにあたっては、現実の漁業の実態に即して有資格者数を限定し、なるべく実際行使者と一致させること。

2 組合自営の場合には、前後に「なお、〇〇漁業については、この組合が経営するもの

とする。」を加えること。

- 2 前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者）が組合員となったときは、その者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

（経営の委任の禁止等）

第三条 前条第一項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸し付け又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

（漁業の方法等）

第四条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の統数の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統 数	エ 区 域	オ 期 間

（注） 漁業権の内容となっている漁場の区域及び漁業時期と、この条文で規定しようとする区域及び期間がそれぞれ一致する場合は、当該漁業にかかる区域及び期間を記載しなくてもよい。

- 2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は当該漁業にかかる管理委員会の意見を聞き、漁業の方法、統数、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

（管理委員会）

第五条 共〇号の適切な管理及び行使を図るため、この組合に、〇〇漁業管理委員会、〇〇漁業管理委員会・・・（以下「管理委員会」と総称する。）を置く。

（注） 管理委員会は、実情に応じ、全漁業について置く必要がなく、又各漁業を統合したものでもよい。

（管理委員会の構成）

第六条 管理委員会は、それぞれ第二条に規定する当該漁業を営む資格ある者全員で構成する。

（漁業を行う者等の決定）

第七条 管理委員会は、それぞれ当該漁業について当該漁業を行なう者、当該漁業を行なう者の行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

- 2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

- 3 管理委員会にかかる漁業以外の〇〇漁業について理事は第一項の定めをしなければならない。

（注） 第三項の〇〇漁業には管理委員会にかかる漁業以外のすべての漁業を書くこと。

注 第二条に規定する各漁業ごとの有資格者の中から、毎年当該漁業を営む者を選定する必要がある場合には、次条を加える。

（勘案事項）

第 条 管理委員会は、次の事項を勘案して、それぞれ毎年その年の当該漁業を行なう者を定めなければならない。

ただし第二条に規定する有資格者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

- 一 その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- 三 その者の当該漁業の経営能力

（管理委員会に対する指示）

第八条 理事は管理委員会に対し、当該管理委員会にかかる漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は、管理委員会が第七条の決定を行わなかった場合、漁場の利用等に関し、必要な指示をすることができる。

- 2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は第七条第一項の規定による管理委員会の権限を行なうことができる。

- 3 理事が前項の規定により第七条第一項の定めをした場合には、その理事の定めをもって同項の管理委員会の定めとみなす。

（注） 管理委員会を置かない場合は、第四条第二項中「管理委員会の意見を聞き」を削り第五

条、第六条及び第八条を削り、第七条第一項の「管理委員会」を「理事」に「それぞれ当該漁業」を「第二条に規定する漁業」に改め同条第二項及び第三項を削る。

(漁具の制限)

第九条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる漁具を使用して採捕してはならない。

名 称	漁 具

(漁業権管理費の負担)

第十条 共〇号の内容となっている漁業を営む組合員は、共〇号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定める。

(違反者に対する措置)

第十一条 共〇号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は当該者に対して過怠金を課することができる。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、規約で定める。

〇〇川漁業協同組合内共第〇号第五種共同漁業権行使規則例

(目的)

第一条 この規則はこの組合の有する内共第〇号第五種共同漁業権（以下「内共〇号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第二条 内共〇号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格はそれぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あ ゆ 漁 業	手釣、竿釣、たも網 ・・・・・・・・ 地曳網、刺網 やな・・・・・・・・	組合員であること。 〇年以上組合員であること。 〇年以上正組合員であること。 組合員であって上記漁業に〇年以上の経験を有する者であること。

(注) 資格を定めるにあたっては、現実の漁業の実態に即して有資格者数を限定し、なるべく実行使者数と一致させること。

2 前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合においてその相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者）が組合員となったときは、その者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

(経営の委任の禁止等)

第三条 前条第一項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸し付け又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第四条 次の表のア欄に掲げる漁業はそれぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。ただし、理事は水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区 域	オ 期 間
あ ゆ 漁 業	手釣、竿釣、たも網 地 曳 網 刺 網 や な	たも網の径は〇m 以下・・・・・・・・		

(注) 漁業権の内容となっている漁場の区域及び漁業時期とこの条文で規定しようとする区域及び期間がそれぞれ一致する場合は当該漁業にかかる区域及び期間を記載しなくてもよい。

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は当該漁業にかかる管理委員会の意見を聞き、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(管理委員会)

第五条 内共〇号の適切な管理及び行使を図るため、この組合に〇〇漁業管理委員会、〇〇漁業管理委員会・・・・(以下「管理委員会」と総称する。)を置く。

(注) 管理委員会は実情に応じ全漁業について置く必要がなく、又各漁業を統合したものでもよい。

(管理委員会の構成)

第六条 管理委員会はそれぞれ第二条に規定する当該漁業を営む資格のある者が選任する委員をもって組織する。

2 管理委員会の委員の定数を次の通りとする。

〇〇漁業管理委員会 〇人

〇〇漁業管理委員会 〇人

3 委員の任期は、一年とする。

(当該漁業を行なう者等の決定)

第七条 管理委員会は、第二条に規定する漁業ごとに当該漁業を行なう者、その者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

3 管理委員会にかかる漁業以外の〇〇漁業について理事は第一項の定めをしなければならない。

(注) 第三項の〇〇漁業には管理委員会にかかる漁業以外のすべての漁業を書くこと。

注 第二条に規定する各漁業ごとの有資格者の中から、毎年当該漁業を営む者を選定する必要がある場合には、次条を加える。

(勘案事項)

第 条 管理委員会は、次の事項を勘案して、それぞれ毎年その年の当該漁業を行なう者を定めなければならない。ただし第二条に規定する有資格者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

一 その者の当該漁業に対する生活依存度

二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度

三 その者の当該漁業の経営の能力

(管理委員会に対する指示)

第八条 理事は管理委員会に対し、第二条に規定する漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は、管理委員会が第七条の決定を行わなかった場合は漁場の利用等に関し、必要な指示をすることができる。

2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は第七条第一項の規定による管理委員会の権限を行なうことができる。

3 理事が前項の規定により第七条第一項の定めをした場合には、その理事の定めをもって同項の管理委員会の定めとみなす。

(注) 管理委員会を置かない場合は、第四条第二項中「管理委員会の意見を聞き」を削り、第五条、第六条及び第八条を削り、第七条第一項中「管理委員会」を「理事」に「それぞれ当該漁業」を「第二条に規定する漁業」に改め同条第二項及び第三項を削る。

(体長制限)

第九条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こ い	〇cm以下

(漁業権管理費の負担)

第十条 内共〇号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共〇号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定める。

(違反者に対する措置)

第十一条 内共〇号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政

庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は当該者に対して、当該漁業を停止させることができる。

- 2 内共〇号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は当該者に対して過怠金を課することができる。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、規約で定める。

〇〇漁業協同組合区第〇号第〇種区画漁業権行使規則例

(目的)

第一条 この規則は、この組合の有する区第〇号第〇種区画漁業権（以下「区〇号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第二条 区〇号の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、その漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業の名称	資 格
のり養殖業	正組合員であって上記漁業に〇年以上経験を有する者であること。

(注) 1 資格を定めるにあたっては、現実の漁業の実施に即して有資格者数を限定し、なるべく実行使者数と一致させること。

2 組合自営の場合、前後に「なお〇〇漁業についてはこの組合が経営するものとする。」を加えること。

- 2 前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合においてその相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者）が組合員となったときは、その者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

(経営の委任の禁止等)

第三条 前条第一項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸し付け又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第四条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の台（さく）数の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護、又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、台（さく）数、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 台(さく)数	エ 区 域	オ 期 間
のり養殖業				

(注) 漁業権の内容となっている漁場の区域及び漁業時期とこの条文で規定しようとする区域及び期間がそれぞれ一致する場合は、当該漁業にかかる区域及び期間を記載しなくてもよい。

- 2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は管理委員会の意見を聞き、漁業の方法、台（さく）数、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(管理委員会)

第五条 区〇号の適切な管理及び行使を図るため、この組合に〇〇漁業管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

(管理委員会の構成)

第六条 管理委員会は、委員〇人をもって組織する。

- 2 委員は、第二条に規定する漁業を営む資格ある者が選任する。

- 3 委員の任期は、〇年とする。

(注) 委員の任期は、漁業の実態等に合わせて定めること。

(当該漁業を行なう者等の決定)

第七条 管理委員会は、第二条に規定する漁業ごとに、当該漁業を行なう者、その者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

- 2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

注 第二条に規定する各漁業ごとの有資格者の中から、毎年当該漁業を営む者を選定する必要がある。

る場合には、次条を加える。

(勘案事項)

第 八 条 管理委員会は、次の事項を勘案して、第二条に規定する漁業を行なう者を定めなければならない。

- 一 その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- 三 その者の当該漁業の経営能力

(管理委員会に対する指示)

第八 条 理事は、管理委員会に対し、第二条に規定する漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は管理委員会が第七条の決定を行なわなかった場合は、漁業の利用等に関し必要な指示をすることができる。

2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は第七条第一項の規定による管理委員会の権限を行なうことができる。

3 理事が前項の規定により第七条第一項の定めをした場合には、その理事の定めをもって同項の管理委員会の定めとみなす。

(漁業権管理費の負担)

第九 条 区〇号の内容となっている漁業を営む組合員は、区〇号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は、総会で定める。

(違反者に対する措置)

第十 条 区〇号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は、当該者に対して、当該漁業を停止させることができる。

2 区〇号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、当該者に対して過怠金を課することができる。

(雑則)

第十一 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、規約で定める。

〇〇漁業協同組合入漁権行使規則例

(目的)

第一 条 この規則は、△△漁業協同組合の所有する共（区）第〇号〇〇漁業権に対して、この組合が設定した入漁権（以下「共（区）〇号入漁権」という。）の管理及び行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第二 条 共（区）〇号入漁権の内容である次の表の左欄に掲げる漁業についてその漁業を営む権利を有する者の資格はそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。以下共（区）〇号入漁権の種類に応じてそれぞれ前記の各漁業権行使規則を参照して作成すること。